

江東区とトップスポーツチームとの 包括連携協定に関するガイドライン

令和8年7月

江東区地域振興部スポーツ振興課

目次

はじめに・ガイドラインの目的.....	3
ガイドラインにおける用語の定義.....	3
1 包括連携協定について	4
2 包括連携協定締結の要件	6
3 包括連携協定締結の流れ	8
4 包括連携協定における区及びトップスポーツチームの役割.....	9
5 包括連携協定における定例会議.....	10
6 包括連携協定締結に基づく事業の提案・実施	11
7 包括連携協定の有効期間	12
8 包括連携協定の解約.....	12

はじめに・ガイドラインの目的

本ガイドラインでは、スポーツの力を活かし社会課題を解決する意欲と実行力のあるトップスポーツチームと本区が手を取り合い、江東区の抱える多様な課題の解決に向けて継続的に連携していくために、包括連携協定の考え方や協定の締結基準、運用方法などを整理しています。

ガイドラインにおける用語の定義

このガイドラインにおける用語の定義は、次に定めるものとします。

(1) トップスポーツチーム

各種スポーツにおいて、国内の最上位リーグに所属するスポーツチームのことです。

プロ、アマチュアは問わず、相当数の集客力を誇るスポーツチームとします。

(詳細は、「2 包括連携協定締結の要件」に記載)

(2) 協定締結トップスポーツチーム

区と包括連携協定を締結した(予定を含む)トップスポーツチームのことです。

(3) 担当課

連携事業を所管する江東区の課(課相当を含む)のことです。

(4) 連携事業

協定締結トップスポーツチームが社会課題解決に向けて行う役務の提供、物品の貸与その他これらに類する行為を行い、区と協働で実施する事業を言います。区がトップスポーツチームを応援する事業を実施する場合も含まれます。

1 包括連携協定について

(1) 包括連携に関する区の考え方

①包括連携協定が求められる背景

人口減少や DX の進化など、社会状況の変化に伴い、区民のライフスタイルや価値観が複雑化・多様化しています。そのため、本区のみで、複雑化・多様化する区民ニーズ、多岐にわたる社会課題等に対応することは困難になってきています。

そこで、本区は、区内で活躍する各種競技のトップスポーツチームとお互いの立場を理解し対等な関係で、それぞれの強みを生かし連携して、各種の社会課題の解決に取り組み、地域の活性化及び区民サービスの向上を図るため、包括連携協定の締結を進めていきます。

②包括連携協定に対する区の考え方

包括連携協定は、区と本区で活動するトップスポーツチームが相互の連携を強化し、地域の活性化及び区民サービスの向上を図ることを目的として締結するものです。

区の新たな財政負担は低廉かつ公平なものとし、区と協定締結トップスポーツチームそれぞれの強みを発揮し、それぞれが持つ人的資源や物的資源を活用して事業を実施します。

協定締結トップスポーツチームにとっては、以下のメリットが考えられます。

まず、地域の活性化及び区民サービスの向上は、SDGs の目標に通じる等、企業価値の向上につながります。そして、区の広報やホームページ等で区と連携・協力等をして実施する事業を周知することで、知名度の向上やイメージアップが期待できます。

次に、区の持つ公共施設などの行政財産、広報・情報発信媒体や行政としての信頼性など、有形・無形の様々な資源を活用できます。ただし、施設の活用は区民利用への十分な配慮が前提となるほか、広報等については区の事業を優先します。

(2) 協定の種類

①包括連携協定

包括連携協定は、以下の12政策分野において包括的に区と協定締結トップスポーツチームが相互に協力し、継続的な事業を行うために締結する協定のことです。

1 防災・減災に関すること	2 地域の安全・安心に関すること
3 地域産業の振興・支援に関すること	4 文化及びスポーツ振興に関すること
5 子育て支援に関すること	6 障害者支援に関すること
7 高齢者支援に関すること	8 医療、健康に関すること
9 環境に関すること	10 まちづくりに関すること
11 教育に関すること	12 その他、地域の活性化及び 区民サービスの向上に関すること

②個別連携協定

個別連携協定は、特定事業や特定分野に対し、トップスポーツチームから具体的な事業提案があり、かつ具体的な事業を実施するために締結する協定のことです。

特定分野における協定とは、上記12の政策分野のうちの個別の事業単位を対象とし、担当課と連携する場合です。

複数の担当課がある場合は、代表となる課を決めて、協定を締結します。

(3) 包括連携協定と個別連携協定の関係

包括連携協定と個別連携協定の違いや名称の付け方等について、以下のとおり分類します。なお、要件については、包括連携協定は本ガイドラインに基づくものとし、個別連携協定の要件及び締結は担当課の判断によるものとします。

協定の種別	内容	所管課	個別事業の記載	協定名称の例
包括連携協定 (12分野)	12政策分野において包括的に相互協力をしながら、継続的な事業を行うための協定	地域振興部 スポーツ 振興課	なし（別途個別連携協定や契約等で定める）	江東区と〇〇との包括連携協定
個別連携協定	個別の事業単位で具体的な事業提案があり、かつ具体的な事業を実施するために締結する協定	担当課	あり（区とトップスポーツチームの具体的な役割分担や費用負担等を記載）	江東区と〇〇との△△に関する協定

2 包括連携協定締結の要件

包括連携協定の締結にあたっては、以下のすべてを満たすことを要件とします。ただし、障害者トップスポーツチームは要件（２）、（４）、（５）、（８）①を緩和するものとします。

- （１）地域の活性化及び区民サービスの向上を区との共通目標と捉え、その目標に向けて継続的かつ積極的に、自らの資源を活用し、区と連携して事業に取り組む意欲と能力があること
- （２）１２の政策分野のうち、４以上の分野に係る連携事業を実施（予定を含む）していること
- （３）各競技における最上位リーグまたはそれに相当するカテゴリーに属していること。なお、リーグ内に階層がある場合は、３部リーグ以上であること
例）野球…NPB
サッカー…Ｊリーグ
ラグビー…リーグワン
バスケットボール…Ｂリーグ
- （４）年間平均観客数が概ね１，０００人以上であること
- （５）江東区をホームタウンとし、江東区内のホームスタジアム（アリーナ）で公式試合を実施していること。ただし、競技の特性上、ホームスタジアム等がない場合は、練習の拠点を江東区に置いていること
- （６）他自治体がメインのホームタウンである場合、１シーズンのホームゲームの一定割合を江東区内で開催すること
- （７）チーム名称に他区市町村または東京都以外の道府県の名称が含まれないこと
- （８）区営スポーツ施設の優先利用枠の以下の取扱いについて同意すること

①区営スポーツ施設の利用においては、区民利用への十分な配慮が求められるため、協定締結トップスポーツチームへの優先利用枠の提供は試合のみとし、練習、イベントでの優先利用枠の提供は不可とする（区民向けイベント除く）。

②複数の協定締結トップスポーツチームが区営スポーツ施設の優先利用枠を希望する可能性があるため、各スポーツ施設に協定締結トップスポーツチームの上限枠

を設定する。

(9) 以下に該当するトップスポーツチームでないこと

- ①法令等に違反する行為を行っている団体又はこれに類する団体
- ②代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処せられている者がいる団体
- ③会社更生法及び民事再生法等による手続き中である団体
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員が役員又は代表者として若しくは実質的に経営に関与している団体
- ⑤役員等が暴力団又は暴力団員に金銭的な援助を行っている団体
- ⑥公租公課を滞納している団体
- ⑦本区から一般競争入札の参加者資格を取り消されている団体
- ⑧本区の指名停止基準による指名停止を受けている団体
- ⑨その他包括連携協定の対象としてふさわしくない団体

3 包括連携協定締結の流れ

包括連携協定締結の流れは以下のとおりとします。

- (1) トップスポーツチームが、包括連携協定締結の要件を確認した上で、区(スポーツ振興課)に協定の締結について申し出ます。

※多数の分野において連携実績がある場合には区から申し出ることがあります。

- (2) 連携事業の実績を整理します。
- (3) トップスポーツチームから区(スポーツ振興課)に対して、新たな連携事業の提案を行います。
- (4) スポーツ振興課から各担当課に対して、(3)の提案事業における区のニーズ及びその他連携を希望する事業の調査を行います。
- (5) (4)の調査の結果を踏まえ、新たな連携事業の実施可否について協議を行います。
- (6) (5)の協議の結果、実施可能性のある連携事業について、トップスポーツチームと区(担当課)で個別に事業の詳細協議を行い、事業の実施可否を判断します。
- (7) 区(スポーツ振興課)において、連携事業の実績及び予定を踏まえ、包括連携協定の締結の可否について判断します。
- (8) 包括連携協定の締結が可能と判断された場合には、協定書の内容を協議した上で、協定を締結します。

※包括連携協定の締結に至らなかった場合にも、区の担当課とトップスポーツチームで協議の上、必要に応じて個別連携協定を締結するなどして、連携事業を実施することは可能です。

4 包括連携協定における区及びトップスポーツチームの役割

区及びトップスポーツチームは、協定の締結のため、また、継続した事業の実施のため、連携してそれぞれの役割を果たしていくことが求められます。

以下は、それぞれの主な役割です。なお、順番は前後する場合があります。

【連携協定締結前】

	地域振興部 スポーツ振興課	担当課	協定締結トップ スポーツチーム
協定締結申出・ 連携事業の確認	担当課に連携事業の 照会	連携事業の確認	協定締結の申出・ 連携事業の提案
連携事業実施に 向けた調整	連携事業の照会	チームとの調整	担当課との調整
協定締結に 向けた調整	担当課・チームと 協議	スポーツ振興課・ チームと協議	担当課との調整
協定締結の 可否判断	協定締結の可否判断	—	—

【連携協定締結】

	地域振興部 スポーツ振興課	担当課	協定締結トップ スポーツチーム
協定締結事務	協定締結事務	—	協定締結事務
協定締結式	運営	式へ参加・協力	式へ参加・協力

【連携協定締結後】

	地域振興部 スポーツ振興課	担当課	協定締結トップ スポーツチーム
連携事業の実施	—	連携事業の実施	連携事業の実施
実績報告	とりまとめ	スポーツ振興課へ報告	担当課へ報告
定例会議等の実施	運営	参加	参加
連携事業の検討	検討	検討	検討

5 包括連携協定における定例会議

包括連携協定締結後、区と協定締結トップスポーツチームが継続的に連携し関係性を強化していけるよう、以下の定例会議を開催し、定期的に対話の機会を確保します。

(1) 個別定例会議

毎年度当初に区と協定締結トップスポーツチームごとに個別に対話し、前年度の連携事業に対する評価や改善点などについて振り返りを行います。

また、新たな連携事業の提案・検討を行います。

(2) 全体定例会議

区とすべての協定締結トップスポーツチームで、本区や他自治体の連携事例や国・県における公民連携の動きや補助制度などの情報共有を行った上で、既存事業のアップデート、新たな連携事業の可能性等について意見交換を行います。

また、すべての協定締結トップスポーツチームが対話することで、相互の関係性を構築し、複数のチームの特性を生かした連携事業の実現に繋がります。

6 包括連携協定締結に基づく事業の提案・実施

区と協定締結トップスポーツチームは、毎年度当初に個別定例会議を開催し、連携事業の提案を行うこととします。ただし、双方から希望がある場合は、随時提案できるものとします。

(1) 連携事業の提案窓口について

区・協定締結トップスポーツチームは、それぞれに提案窓口となる担当者を設け、事業の提案については、原則として双方の窓口担当者を通じて行うこととします。

区の提案窓口については、スポーツ振興課とします。

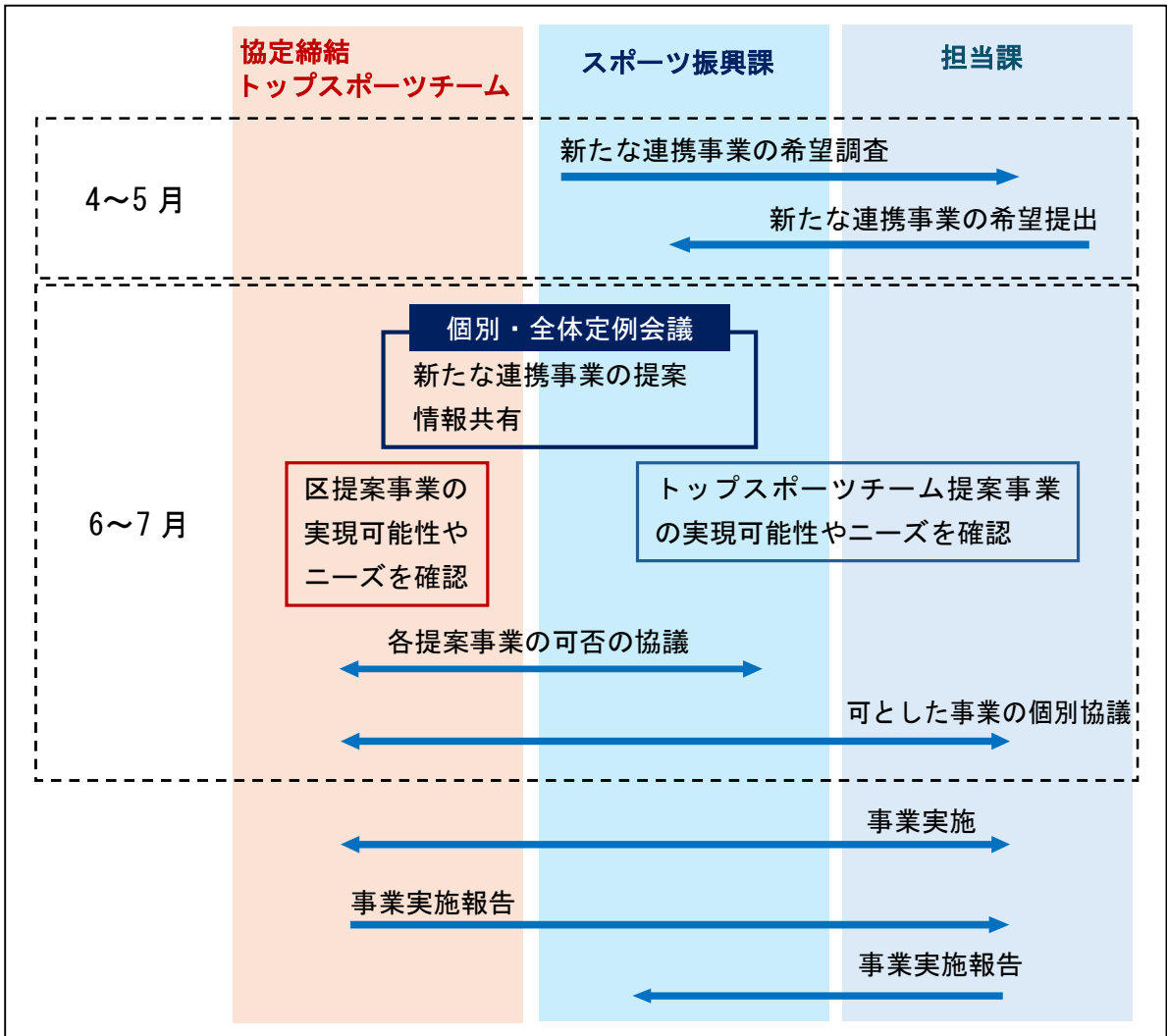
(2) 提案から事業実施までの流れ

提案から事業実施までの基本的な流れは以下のとおりで、新たな連携事業は個別定例会議において年に1度一括で提案することとします。

なお、個別定例会議以降、区担当課において新たな連携事業の希望がある場合に

は、随時スポーツ振興課にて受付け、協定締結トップスポーツチームに提案します。
 また、協定トップスポーツチームから新たな連携事業の提案がある場合にも、随時
 スポーツ振興課にて受付けます。協定締結トップスポーツチームまたは区からの提
 案後の流れは、以下の個別定例会議以降と同様の流れで進めていきます。

【提案から事業実施までの流れ】



7 包括連携協定の有効期間

包括連携協定の有効期間は1年間とし、有効期間満了の前月末日までに、区及び協定締結トップスポーツチームのいずれかから、協定を更新しない旨の通知があった場合を除き、1年間更新するものとし、以後も同様の取り扱いとします。

8 包括連携協定の解約

- (1) 区又は協定締結トップスポーツチームのいずれかが包括連携協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することで、包括連携協定を解約することができるものとします。
- (2) 区又は協定締結トップスポーツチームは、以下の条件に合致した場合、包括連携協定を解約することができるものとします。
- ① 2年以上連携実績がないかつ将来的にも連携可能性が低いと判断した場合
 - ② 包括連携協定締結の要件を満たさなくなった場合